

# 奈良県木材生産推進事業実施要綱

制定 平成23年8月23日 林第 375号

改正 令和6年4月1日 県材利第 236号

## 第1 趣旨

木造住宅の需要低迷等により木材価格が下落し、それに見合った生産コストになっていないことなどから、木材（素材）生産量は減少している。

このような状況を踏まえ、作業道整備、機械化及び森林施業の集約化により、低コストで安定的な木材生産を推進する必要がある。

そこで、奈良県では令和2年3月から施行した奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例及び奈良県県産材安定供給及び利用の促進に関する条例に基づき、奈良県森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する指針に基づき、集約化により一定規模以上の施業区域を設定して木材生産を行う森林を「木材安定供給団地」に位置づけ、当該団地で意欲を持って木材生産に取り組む林業事業者等に対して県が重点的に支援を行う奈良県木材生産推進事業（以下、「本事業」という。）を実施する。これにより、木材生産コストの低減と計画的・安定的な木材生産による持続可能な林業の確立を目指すとともに年間を通じた作業量を確保することによる林業従事者の安定雇用を図る。

## 第2 事業主体の条件

事業主体は、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年5月24日法律第45号)第5条第3項の規程に基づき、雇用管理及び事業の合理化に関する改善計画を知事により認定された（若しくは申請予定の）林業事業者（以下、「認定事業者」という。）で、相当期間にわたって事業活動を継続することが確実であって、かつ、適正な運営が行われることが確実であると認められるものに限る。

## 第3 事業主体が行う事業の内容と県が行う支援

事業主体が行う本事業の内容は次の1、2のとおりとし、別に定める補助金交付要綱に基づき県が支援を行うことにより事業目的の達成を図る。

### 1 奈良型作業道重点開設事業

本事業の木材安定供給団地において、木材生産コストの低減を図り、計画的・安定的な木材生産を推進することを目的とした、作業道（奈良県の地形や地質などの地域特性を踏まえて、壊れにくく繰り返し使用できる作業道。以下、「奈良型作業道」という）の開設

### 2 木材生産強化事業

本事業の木材安定供給団地において実施する利用間伐（伐採後、林地に放置することなく林地外へ搬出し、販売若しくは自家消費する「利用」を伴う間伐のことをいう）、樹下植栽等及び更新伐

#### **第4 事業実施の要件**

事業実施の要件は、次の各項のとおりとする。

##### **1 木材生産に関する要件**

木材安定供給団地で事業期間内において期間平均50 m<sup>3</sup>/ha以上（単年度においても最低30 m<sup>3</sup>/ha以上を確保すること）の木材生産が計画されていること。なお、木材生産計画は、当該実施主体の過去の木材生産実績に比べて、増産が図られる計画となっていること。また、事業の実施にあたっては、順次周辺区域を取り込むなど木材安定供給団地の区域を拡大し、木材生産の増産に努めることとする。

##### **2 区域面積及び集約化に関する要件**

林業従事者の安定雇用を図り、計画的・安定的な木材生産を図るため、スギ・ヒノキ等人工林の利用間伐面積が100ha以上確保されていること。

また、木材安定供給団地に存する森林所有者は5人以上であること及び最大の森林所有者の占める面積割合は概ね70%以下であること。

##### **3 路網整備に関する要件**

木材安定供給団地の路網密度が50m/ha以上（既設の路網密度を含む）となるよう計画されていること。

また、現地状況に応じた林業機械を活用した木材生産システムが構築されていること、もしくは構築される見込みであること。

なお、本事業で新たに開設する奈良型作業道は、別に定める「奈良型作業道開設基準」に適合するよう実施しなければならない。

##### **4 利用間伐面積に関する要件**

木材安定供給団地で年間15ha以上の利用間伐が計画され、概ね7年周期での利用間伐を繰り返し実施していく見込みがあること。

##### **5 林業従事者の雇用に関する要件**

本事業を実施するにあたって、利用間伐面積が100ha以上200ha未満の場合は1人以上、200ha以上の場合は3人以上の林業従事者の安定的な雇用が見込まれ、また労働環境の向上が図られること。

#### **第5 事業地及び事業実施団体の選定**

知事は、事業を実施するにあたり、事業計画を募集し、その事業計画の内容及び実施体制等を審査した上で、事業地及び事業実施団体を選定する。

##### **1 募集の方法等**

本事業の募集期間及び事業計画書の提出方法等については、別に定めるものとする。

## **2 選定の方法**

知事は、応募のあった中から、事業計画の内容及び事業の実施体制等から確実に事業を実施できると見込める事業地及び事業実施団体を予算の範囲内で選定する。

## **第6 実施協定書の締結**

本事業は、知事と事業主体との間で「奈良県木材生産推進事業実施協定書」(別紙1)を締結するものとする。

## **第7 補助の対象となる経費**

知事は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の補助の対象となる経費について、別に定める補助金交付要綱に基づき、その一部を補助する。

## **第8 指導監督等**

知事は、適正な事業の執行を行わせるため、事業主体に対して、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告、助言・指導若しくは援助を行うとともに、他の森林・林業施策との関連とその活用に配慮し、本事業の効果的な推進に努めるものとする。

また、事業主体は、本事業の適切かつ円滑な推進のための体制を整備するとともに、林業関係団体、市町村等行政機関との密接な連携の下に本事業を推進するものとする。

## **第9 その他**

本事業の実施については、本要綱に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

(別紙1)

## 奈良県木材生産推進事業実施協定書

知事(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、奈良県が実施する奈良県木材生産推進事業において、次のとおり協定を締結する。

### (協定期間)

第1条 この協定の期間は、 年 月 日から 年 月 日までの 年間とする。

### (木材安定供給団地)

第2条 協定の対象とする森林は、次に掲げるとおりとする。

森林の所在地	樹種	林齢	面積	備考

※詳細については、別添資料及び区域図面による

### (事業内容及び費用の負担区分)

第3条 甲は乙が計画した木材生産が達成できるよう、木材安定供給団地で行う次の事業に対して支援する。

- (1) 奈良型作業道を開設する事業に係る経費の一部
- (2) 利用間伐事業に係る経費の一部

### (計画期間内での木材生産量及び安定雇用)

第4条 乙は事業を実施するための執行体制及び責任体制を整備し、計画した木材生産及び安定雇用が着実に達成できるように努めるものとする。

### (計画された木材生産量に対する達成状況及び雇用状況の報告)

第5条 乙は計画した木材生産について、その達成状況を毎年度の終了後6月末までに甲に対して報告しなければならない。併せて、雇用状況及び収支状況について報告するものとする。

### (収支状況の報告)

第6条 乙は収支状況を毎年度の終了後6月末までに甲に対して報告しなけ

ればならない。

**(改善措置等)**

**第7条** 甲は、乙が提出した達成状況が計画に対して60%未満である場合は、乙に対して実施体制の見直し等計画達成に向けた方策を内容とする改善計画の提出を求めることができる。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除くものとする。

2 前項の規定に基づき提出された改善計画が達成出来ないとき、若しくは達成出来ない見込みのときは、甲は乙に対して事業の中止又は条件を付した事業の継続等を命じることができる。その場合において、甲は乙に対し奈良型作業道における補助金返還（県費継ぎ足し分）を求めることができる。

3 第1項の規定に基づく改善計画の提出には至らないものの、最終年度終了後に要件を満たすことが出来ない場合においては、甲は乙に対し奈良型作業道における補助金返還（県費継ぎ足し分）を求めることができる。

**(補則)**

**第8条** この協定書に定めるもののほか必要なことについては、甲、乙協議の上定めるものとする。

上記の契約の証として本協定書 通を作成し、各当事者記名押印のうえ各自それぞれ1通ずつを保有する。

年 月 日

(甲) 住 所  
氏 名

(乙) 住 所  
氏 名